

## 論文の内容の要旨

論文題目 国際裁判研究の機能的再構築：  
国際抗争解決動学としての国際裁判研究

氏名 佐藤義明

国際司法裁判所(International Court of Justice) [以下 ICJ]は元来、「当事国の機関」として当事国による抗争の解決を支援することを目的とする国際仲裁を常設化するものとして設立された。しかし、強制的管轄権は与えられず、判決を強制執行する制度も設けられていないという制度的条件の下で、抗争解決の支援という役割については限界が大きかった。そこで、ICJの制度目的は判決において一般的に適用されるべき国際法を認定して国際法を発展することへと「世代交代」したとする指摘が現れた。

この指摘のように、ICJの裁判官の中にはその制度目的について2つの見方がある。

1つは、「世代交代」という理解を斥けて、ICJの本質をあくまでも仲裁の延長として捉えるものである。この見方からは、当事国の意思にできる限り従い、かつ、個々の訴訟の事情に対応する便宜性も考慮して紛争を処理することがICJに求められ、具体的な抗争を解決するための必要性を離れて国際法を認定することはその「司法機能」を越えるとされる。この見方をICJの制度目的についての抗争解決観と呼ぶことができる。

このような理解は、紛争の処理という国際法の平面におけるICJの機能を、事実の平面における抗争の解決を目的とすることに基礎付けられる。すなわち、当事国が政治的な用語を用いてその要求について交渉する抗争の解決と、法的用語を用いて要求を請求へと構成して国際法に基礎付けられた判決を得る紛争処理とを区別して、国際法の論理と事実の平面における抗争過程との緊張関係の中で、ICJの決定が下されると考えるのである。国際法形成過程についても、ICJの判決はそれが履行されて初めて、その国家実行を介してそこに関与するとされる。

もう1つは、ICJの制度目的に「世代交代」が生じたとする理解であり、ICJの本質を「国際法の機関」として捉えて、個々の紛争を処理する際に、一般的に適用されるべき国際法を発展させることがICJに求められるとする見方である。それは国際法発展観と呼ぶことができるものであり、便宜性を排除して画一的な適用が可能な規則を分節化することがICJの制度目的であるとする。

この立場は、国際法の国家に対する優越性を措定した上で、ICJの認定した国際法が国々

の行為規範となることによって、「法の支配」としての国際秩序が自動的に確立されるとするものであり、国際政治の国際法化を構想するものということができる。そこでは、事実の平面における抗争の解決は固有の ICJ の固有の課題であるとはみなされない。また、ICJ の判決はそれ自身が「準形式的法源」とされ、ICJ の決定は国際法の演繹的な操作によるとされる。

この 2 つの立場のいずれを機関としての ICJ が採っているかは、ICJ の実際の行動を分析して検討されなければならない。本稿は、請求国によって定式化され訴訟を提起する書面において提示される争論が ICJ によって認定され訴訟の対象とされる紛争とどのような関係に立つか、訴訟を処理する規準とされる妨訴事由や裁判準則はどのような基準で選択され認定されているのか、そして、訴訟手続の産物として ICJ が抗争過程へと出力する決定にはどのようなものがあるのか、という訴訟手続の 3 つの段階を取り上げて ICJ の制度目的観を検討する。

第 1 に、紛争の認定の段階においては、ICJ は、紛争の背後に実在する抗争を常に参照している。まず、ICJ が処理すべき紛争の類型には、国際法の抽象的認定などが含まれるが、その場合には、そのような認定の必要性を証明する抗争状況が実在することが求められる。また、具体的な抗争が存在しない限り、たとえ国際法に関する一般的な見解の相違は残存していても、訴訟は争訟性を失ったものとされ、ICJ はそれを判断しない。解決されるべき抗争が存在する場合には、それは反訴の許容性の基準となる「事実の複合体」や訴訟参加の要件となる「利益」の範囲などを決定するために参照され、申立の形成などを枠付ける紛争の主題自体の変化を大きく枠付ける概念として参照される。

とりわけ、ICJ による抗争の参照が重要であるのは、当事国が争論の「定式化の過誤」を犯していて、当事国が提示する争論が抗争の解決に有用ではない場合であり、その場合には、ICJ は争論を解釈する際にその考慮事由として抗争を参照して紛争を認定したり、争論を事実上書き換えるために抗争を参照したりする法的構成を創造している。例えば、複数の請求の基礎にある「同一で単一の利益」や紛争の「当初からの窮極の目的」などである。これらの参照によって、ICJ はみずからの認定を個別の抗争解決に即したものとしている。

第 2 に、妨訴事由の選択においては、ICJ はその定型的な処理を可能にするために論理的な順序で認定するのではなく、訴訟を却下するために最も直接的で最も国際法への波及効の少ない事由を選択する。まず、先決的抗弁の手続に囚われず、妨訴事由の審理の機が熟した時点でそれをおこない、本案の管轄権が行使されえない訴訟は速やかに却下して当事国間の障害を取り除く。また、受理可能性に係わる妨訴事由を認定することによって、理論的には先決されるべきであるが論争の的である義務的管轄権受諾宣言への自動的留保の有効性についての判断を回避する。そして、管轄権に係わる妨訴事由同士についても、自動的留保の ICJ 規程適合性という前提問題を審理することなく、その適用を求める当事国の意思に従って自動的留保を適用する。

本案の裁判準則についても、国際法の一般性のある規則の適用よりも当事国間の特別国

国際法をできる限り適用して、当事国の意思に則って訴訟を処理する。例えば、当事国は、管轄権を特定の条約の裁判条項とすることによって、特定の条約の裁判準則とする紛争の主題を定式化することによって、そして、裁判準則自体について合意することによって、みずからが特定した条約以外の国際法が直接適用されることを排除することができ、ICJ はそれを尊重している。これは、ICJ の機能が、一般法秩序の維持を常に求められる国内の司法裁判所と同じ性質であるというよりも、仲裁と同じ性質を本質的にもっていることを如実に反映している。

第3に、訴訟手続の産物を抗争過程に出力する段階については、まず、暫定措置が注目される。ICJ の暫定措置は、かつては本案の対象とされる訴訟物を保全するための仮保全措置として運用されていた。しかし、近年、抗争の悪化を防止するために具体的な作為不作為を規定する暫定措置が指示されるようになり、また、法的拘束力をもつ暫定措置があることが認められた。ICJ の暫定措置は、緊急性の高い事態において管轄権の確立を待たずに指示され、ICJ が抗争解決を支援する前提となる状態を「国連の機関」として構築するものである。

それは、ICJ と ICJ 規程加盟国との内部的関係として、履行されない場合には不履行国に対して ICJ が遺憾の意を表明することができる強化された勧告として迅速かつ簡易に運用されるべきものである。しかし、かつては付随的手続であるとされた暫定措置が現在では独立手続化しており、しばしば現在進行中の抗争過程を制御するために指示されるが、その場合には、法的拘束力をもつ決定が下される前提となる双方聴取による情報の収集などが不十分なまま指示されることから、それは ICJ の司法裁判所という性質を大きく変容させている。

本案についての処理も、ICJ が個々の抗争解決を目的として訴訟を処理している。例えば、司法裁判所としての性質と相容れないといわれる勧告を、ICJ は当事国の要請を受けてまたは職権でおこなっている。また、「請求を越えず」という規則にもかかわらず、ICJ は判決主文において、認定された主権などを敷衍して、その論理的帰結である「原則の認定」をおこなったり、当事国が義務を引き受けた宣言を記録したり、紛争の性質がそれを適当とする場合には請求に対する悉無的な決定ではなく交渉義務の認定をおこなったりする。さらに、賠償額の算定が請求されている場合には、国際法違反と賠償義務とを認定した上で、賠償額の算定の手続は先送りして、それを当事国間の交渉に委ねる。

以上のように、ICJ の制度目的が抗争解決から国際法の認定へと「世代交代」したとする指摘はその実際の運営の原理と一致しないことがわかる。ICJ は、抗争解決機能を期待通りに果たさないとしても、それゆえに国際法発展機能を果たすことができるということにはならない。ICJ による国際法の発展は訴訟当事国による判決の履行を媒介項として間接的になされるものである。つまり、ICJ の個々の裁判官には、国際法発展観に立つ裁判官もいないわけではないが、機関としての ICJ はほぼ一貫して抗争解決観に立つ裁判官がその決定を導いてきたのであり、近年指摘される ICJ の「仲裁化」は、ICJ がその本来の制度目的を果

たすために考案してきた手法に他ならない。

もちろん、国際法発展観に立つようにみえる判決などもないわけではなく、とりわけ近年の「オイル・プラットフォーム事件」判決はそのようなものである。この判決は、国際社会において争われている国際法の内容を認定する政策形成訴訟という性質を帯びていたかもしれず、また、個別的な利益を調整する従来型の抗争ではなく、国際公序の維持に係わる現代型の抗争の解決が請求されたものであったということもできる。国際法発展観に帰することなく抗争解決観に立って ICJ がこれまで創造してきた法的構成を用いてこれらの抗争をどのように処理するかが、現在 ICJ の直面している課題である。